

第8章 歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

8-1. 歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や建造物の特徴に十分に配慮し、文化財保護法又は景観法等の他法令並びに条例に基づいて指定等がされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持管理を行う。その他の建造物についても、その価値に基づき適切に維持管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、地域の歴史的風致を形成する主要な要素であることから、積極的な公開又は活用を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与することが期待される。公開又は活用にあたっては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開に努めることとするが、所有者等の生活の場に大きな影響を及ぼさないよう十分な協議の上、実施する。

保存のための修理や修景、防災上の措置等を行う場合には、専門家や学識経験者等による必要な技術的指導等を踏まえて実施するものとする。特に民間が所有する建造物の修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度や景観重要建造物等の修景助成制度により、所有者等の負担の軽減に努めることとする。

なお、歴史的風致形成建造物の維持管理にあたってNPO法人等のまちづくりに係る団体が主体的に関わっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

8-2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

(1) 県指定文化財又は市指定文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とし、県又は市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物を維持及び保存するための修理については、部材や関連文献等の調査・研究を行い、これらに基づいた修復や復原を原則とする。

(2) 国登録有形文化財又は県登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、文化財保護法又は県の文化財保護

条例に基づく適切な維持管理を行う。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認める。

(3)景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、景観法に基づく現状変更等の許可制度による保全を図る。道路等の公共の場から望見できる範囲について景観上の調和を図るため、適切な維持管理又は復原のための修理若しくは修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げない範囲で、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認めるものとする。

(4)岡崎市ふるさと景観資産(建造物)である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とする。水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく適切な維持管理を図る。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認める。

(5)上記以外の(法定又は条例による指定等を受けていない)歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。他法令による保護措置が講じられていない建造物については、計画期間後も建造物の保護を図るため、適切な調査等を実施してその価値を明らかにするとともに、その価値が減ることがないように、必要に応じて指定文化財又は景観重要建造物の指定等と重複するよう努めるものとする。

8-3.歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

(1)所有者の管理義務

指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう適切に管理する義務が生じる。

(2)増築等の維持、保全又は継承に伴う制約

建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに市長に届出が必要となる。市長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損^{きそん}その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。

建造物の所有者に変更があった場合には、新しい所有者が市長に届出をする必要がある。

(3)届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、次のとおりとする。

- ア. 愛知県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第13条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- イ. 岡崎市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づく市指定文化財について、同条例第14条の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第15条の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- ウ. 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- エ. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受け行う行為
- オ. 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例第39条第1項の規定に基づくふるさと景観資産について、同条例第42条第3項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- カ. その他、市長が必要と認めて行う行為

